

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則殿

平成 30 年 6 月 10 日
関東地方本部区域社員
J01EUJ 高橋 俊光

第七回定時社員総会準備書面

1：決算報告関連（意見）

予算決算について、積立金取り崩しを何時まで続けるつもりなのか。
入会者数予測と実際の入会者数の乖離については、どう考えているのか。
平成 29 年度の入会金予算は¥4,550,000 に対し決算は¥2,289,000 と約半分である。
平成 30 年度予算は¥3,150,000 を予算としているが、ここ数年の状況から見るとまだ
甘いと思う。入会金予算は¥2,000,000 が妥当なところだろう。

2:事業報告関連

2-1 アマチュア無線の普及促進

2-1-1 ハムフェア 2018 での女性無料等（質問）

本質問は「女性無料に反対」という見地からではではありません。

- (1) 本年初導入の女性無料の理由は何か。
- (2) 「無料対象者が興味を牽く出展等が在る」と自信を持って言えるのか。

意図説明：

「22 歳以下無料は若年層の入場者数増、若年層への普及促進」ということを参考にすれば
「女性無料」には「女性の入場数増、普及促進」の意図があると思慮する。

狙い通り女性入場者数が増加、女性の免許取得者及び女性の JARL 入会者が増加したら、
その後は何を指すのかが肝心である。

入場無料であっても対象者が興味を牽く出展、講演が無ければ、特に無資格者の入場者増
は無理があるので、今年の出展、講演で女性や若年層が興味を牽くと自信を持って言える
ものはあるのか。

昨今の LGBT 関連団体の活動目線では

「単に女性というだけで入場無料とは、どのような理由なのか。なぜ女性に対して普及促
進を図るのか」の回答内容によってはクレーム対象になり得ます。

以上を踏まえた回答をお願いいたします。

2-1-2 昨年開催の若者向けイベントの成果は？（質問）

かつて無かった試みであるが、このイベントをきっかけにした免許取得者、および JARL 入会者は何名か把握しているか。 改善点はあるか。
本件は改善点を考慮しつつ適切に継続実施するべきだと思う。

2-1-3 アマチュア無線の PR 手法(意見)

『「アマチュア無線でしかできないこと」を考えればヒントはあるはず。』は昨年申し上げたが、具体的には「単なる通信手段ではないことと多様な楽しみ方があること」をどう PR するかが課題だと思います。

その場合は「アマチュア無線はすごいでしょ？」と取られる演出の動画、紹介パンフレット類には「嫌だ」という反応が多くなりますので、

「アマチュア無線は、こんなことをしているのですか。やってみたいな」という反応が多く得られる PR 方法であるべきだと思います。

たとえば「多様な楽しみ方を一方的に長々と伝える」のは、アマチュア無線に限らずどんな趣味でも嫌われますし、「興味がある方の連絡を待っています」は『「上から目線」に見る方がいます。

2-1-4 コンテスト啓発のための提案（意見）

「開始時刻および終了時刻までのカウントダウンを JARL-WEB に表示」と
「入賞対象者の JARL 会員限定の撤廃」を提案します。

- (1) JARL 主催のコンテストは、開始 7 日前から JARL-WEB のトップページでコンテスト名と開始時刻までのカウントダウン表示をし、開催中は終了時刻までのカウントダウン表示を行うこととし、どちらの場合もコンテスト規約ページにリンクを張るのはコンテストの PR になると思慮します。

- (2) 現行のコンテスト規約では JARL 主催コンテスト（ALL JA、6 D、FD、ACAG）では「各種目の書類提出局には、コールエリアごとの局数に応じて、上位 10% 以内でかつ最大 7 位までの順位の JARL 会員局に賞状を贈る。」

とありますが、表彰対象に JARL 会員の条件は不要とすべきです。

JARL 非会員が入賞した場合でも賞状の作成手間と郵送料は会員と変わらないですから、住所はサマリーシートで本人が申告したものを使えば良いのです。

「非会員でも表彰対象になる」ならば参加者が増える見込みがあります。

QS0 パーティのステッカーは 20 局以上の交信または受信をすれば JARL 会員か否かは無関係に SASE 同封で発行されることを例にすれば、他のコンテストの表彰対象を非会員も対象にしても問題は無いはずです。

2-1-5 C4FM レピーター（質問）

C4FM レピーターが無い根拠となっている JARL 本部組織のワイヤレスネットワーク委員会の技術基準について、総会の席では簡潔に要点を一、二点ほどのべ、総会終了後直ちに JARL-WEB で全文を公開することを要求します。
質問の背景は以下の通りです。

(1) 法的に C4FM レピーターは禁止されていない

昨年の総会では複数の社員からの「C4FM レピーターが無い理由の質問」に対して「C4FM はワイヤレスネットワーク委員会が定める技術基準に合致しない」という趣旨の答弁を頂いたが、C4FM による D-star と同様のネットワークは電波法令上も電気通信事業法令上も禁止されていない。
法的に問題が在るなら八重洲無線は Wires-X のサーバーを立ち上げることや関連商品を発売しないし、JARD 等技適認証機関は対応機器に対して技適を認証しない。
八重洲無線から発売された 430MHz 帯レピーター機は海外仕様には C4FM 対応になっているものがある（2014 年デイトンハムベンションで展示例あり）が、「ITU-RR や FCC 規則で「アマチュア業務では C4FM は相応しくない」という規定がある」ならば搭載されない機能です。

(2) C4FM レピーター禁止はアマチュア無線の発展普及を阻害する。

電波法令や電気通信事業法令等で禁止されていないものを JARL 内規で禁止することは、アマチュア無線普及の観点から言えば有ってはならないことである。
ITU-RR 等のアマチュア業務の規定から言えば「その時々最新の技術を用いてどんな通信を行うことができるかを研究し、運用すること」は奨励すべきことである。
禁止が認められるのは ITU-RR や無線設備規則第 18 条第 2 項で定める「「アマチュア局に使用する送信機は通信内容の秘匿機能禁止」に抵触する場合」のみである。

(3) ワイヤレスネットワーク委員会の技術基準に求める要件

(1) (2)に関わらず「ワイヤレスネットワーク委員会の技術基準では禁止」ということは、逆に言えば「技術基準を満たせば認可する」ということである。
もし「アマチュア業務では C4FM は相応しくない」という観点からの規定があるのならば、この技術基準を元に総務省に陳情すれば、「アマチュア業務では C4FM は禁止する」と直ちに法令告示審査基準が「改悪」されるものであるべきです。
当然、そんな「改悪」の元になる技術基準は廃止するべきものです。

(4) 既存の下記規定には C4FM 禁止が明記されていない。

「レピーター局等の開設の基準及び手続き等に関する規約」

<http://www.jarl.com/repeater/kaisetsu-m.pdf>

「デジタル方式のレピーター局の周波数及び無線設備等の条件について」

<http://www.jarl.com/repeater/dvd-m.pdf>

(5) 技術の進歩に伴い随時記述基準は見直すべき。

ワイヤレスネットワーク委員以外の見識者、専門家から改正案の意見を募るためにも現在の技術基準で C4FM レピーターが禁止の理由は公開するべきものです。

(1)～(5)を踏まえた C4FM レピーターを認めない技術基準の具体例の回答を要求します。

2-1-6 JA1RL と 8J1RL の交信イベント(質問、提案)

JARL-WEB 等で公開されている「こどもの日特別運用」の、8J1RL と交信をする優先順位を具体的に書くと、

- 1 : JA1RL
- 2 : JA1RL 以外の JA*RL および JA*YRL 等の JARL 直轄局
- 3 : 高校生以下の個人局
- 4 : 高校生以下が運用する社団局
- 5 : 空中線電力 10 ワット以下の個人局

という順位であると認識しているが、その認識は正しいか否かと、

「1 の JA1RL には絶対的優先順位が有るのか否か」について回答をお願いします。

質問の背景：

先の 5 月 5 日に実施された 8J1RL 特別運用における JA1RL で高校生以下を集めての交信が不成功だったのは残念である。

しかしながら、例年参加している他の拠点等では JA1RL に応答する 8JRL の信号を受信していたところが有りました。

昨年から JA1RL 運営委員と JARL 事務局のみで運営するようになったが、一昨年までは JARL 東京都支部役員も若干名がサポート要員として加わっており、私も参加していた。その時の記憶では伝搬状態が良いところを優先した時がありました。

その時の記録を辿ると「札幌ジュニアアマチュア無線クラブ：JR8YLF」や

「広島市こども文化科学館アマチュア無線クラブ：JH4YIL」は例年参加しており、

「JARL 関西地方本部：JA3RL」も参加することがありました。

この場合、JR8YLF や JH4YIL は上記の優先順位で言えば「高校生以下が運用する社団局」に該当するが、過去には伝搬状況を考慮して JA1RL より先に交信していただいた時も

ありました。さらに今回は

「JAPAN YOTA の一環で JQ2GYU/JF1LZQ 櫻井氏が高校生をゲストオペに迎えて参加していた」が、これは先の優先順位で言えば「高校生以下の個人局」に該当すると思われるが、「JQ2GYU では 8J1RL は明瞭に受信できていたが交信できなかった」という情報がある。

家でワッチしていた範囲では、17:00～17:55 まで 8J1RL を呼ぶ JA1RL の声が断続的に聞こえるのみであった。これについて

- (1) 「JA1RL からの通信実現をするためのトライに時間を掛けすぎて、南極側の時間的制約で他の拠点がトライする時間が事実上皆無であり、JA1RL 以外のいくつかの参加者が 8J1RL を呼んでも応答が無かったのは残念だ」
- (2) 「何年か前のように、たとえば参加していたという前提で、JH4YIL, JR8YLF, JQ2GYU, JA3RL と有線電話やメールで連絡を取って、伝搬状況が良いところから先にトライするべきであった」

と言う意見を多くの方から頂いています。

提案：

以上の背景から、このイベントでは

「JA1RL と 8J1RL の通信完了は絶対的優先であり、他の参加局は JA1RL が通信完了後に限る」のであるならば来年以降の案内には、この 1 行を明記することを提案します。

2-2：JARL 運営

2-2-1 各直轄委員会委員の選出基準（質問）

JARL 直轄の各種委員会委員や JA1RL 等の運営委員の選出基準はどのようなものか？

各種委員は定款第 66 条第 3 項では「委員長は、会員の中から理事会の決議を経て専任し、委員は、委員長の推薦によって会長が委嘱する」とある。

この推薦基準の公開と公募に拠らない理由を明らかにして欲しい。

- (1) 一般公募しないことは、非会員目線では「JARL のイエスマンを理事会で委員長に指名し、その委員長が会員から委員に相応しい知識経験がある JARL のイエスマンをコッソリと選んでいる。そんな組織には加入したくない」と言われる選出方法である。会員でも不透明な選出法に疑念を抱く方は少なくないはずです。
- (2) 理事会から指名された委員長が自己の交友範囲等から情報を集めて相応しい方を選出できない場合はあり得ないのか。
できない場合に加えて会員から条件を明記して一般公募するべきだと思慮する。

(3) 監査指導委員がかつて JARL 直轄だった時は、2 年毎に会員から応募条件を明記したうえで一般公募が行われ、応募書類をもとに監査長と委員長が選任し、委嘱されていた。委員の基準は監査指導関連規定で明確にされていた。

現在、監査指導委員は支部役員になっているが、委員の推薦選出には、直轄時代の応募基準を準用している支部は多いと聞く。東京都支部もその基準を準用している。これを踏まえれば、他の委員では「応募条件を示して公募する」ことが無いことは説明が付けられないと思う。

(4) 選出基準は、たとえば JA1RL 等 JARL 局運営委員にあつては、「非常災害発生時にその設置常置場所まで徒歩で容易に到着し、非常通信に対応できること」という条件は必須だと考える。他の委員の要件も、ある程度想定はできるが公開するべきである。

(5) 組織活性化、会員の声反映の観点からも、各委員の就任要件を明記した上で、やる気がある方を公募して選考するべきだと思います。

2-2-2 YOTA との関係（提案と質問）

質問は 3 点。

- (1) 日本版 YOTA として JARL は何をしようと考えているのか？
- (2) 内部組織とするのか外部組織とするのか。
- (3) 海外の YOTA に今後も適正な人物を派遣するのか？

以下は提言です。

海外版 YOTA は「無資格者にも楽しんで貰え、これをきっかけに興味を持って貰えるもの、有資格者には自分が知らない楽しみ方を知るきっかけの提供」を行っていると考えています。日本版 YOTA は試行錯誤の段階だと思う。

「若年層ではなかなか持てないアンテナや高級機を使った局を訪問してのゲストオペによるコンテスト参加」は手法の一つではあるが、他にも手法はあります。

無資格者へのアピールに関しては、実体験については法規制の関係も在ってアマチュア無線機を使用するのは今の日本ではアリススクールコンタクトに該当する場合以外は無理であるが、昨年 JR3QHQ 田中大阪支部長が準備書面等で提言した「一定条件での高校生（大学生）以下の無資格者運用の認可」が実現すれば支部大会、ハムフェア、関ハム等で一定条件での「実際のアマチュアバンドでの交信体験の実現」が可能になると思います。

2-2-3 2017 YOTA 派遣者の選出基準(質問)

派遣決定から選出まで一般公募する間が無かったことは思慮するが、なぜ JR2KHB 須田璃久さんと JE1XUZ 加藤聖也さんの二人になったのか回答をお願いします。この2名のその後の各支部大会等での参加報告を見聞するかぎりは適任であったと思います。しかしながら、ブログ上で選出基準等の不透明さを唱えている者(たとえば JG1WBB)がいます。参照先 URL: <http://jg1wbb.blog.fc2.com/blog-entry-55.html>



JE1XUZとJR2KHBが日本の代表としてYOTAに行くことがいつの間にか決まっていたんですね。いつ決めたのか、だれが決めたのか、そのあたりのことは何も公開されておらず釈然としませんが、まあ、とりあえず良しとしましょう。

しかし、その後驚愕の事実が判明しました。このYOTAの会合への旅費は、JARLの予算の中から支出されることになっているそうです。いや、おかしいでしょう。いくら青少年八ムの発展のためとはいえ、何故『勝手に代表としていく』2人に旅費を出すのでしょうか。JARLから旅費を出すのなら参加者2名を公募で決めるのが筋ってものじゃないんですか？公募しましたか？してませんよね？旅費を出してもらえるのなら私だって行きたかったですよ。(ホンネ)

で、ある日JE1XUZと話をする機会があったのでその時に詳しい話を聞いたところ、『JQ2GYUに誘われて、是非行きたいと伝えた。意思表示をした段階ではもちろん自費で行くものだと思っていたが、参加が確定した後でJARLから旅費が出ることがわかった。』ということでした。まあ、旅費の援助をけるとか旅費が出るなら公募にすべきとって一旦辞退するとかせめてくれればかうごいものになーとは思いつつ、まああまり時間も残されていないしと、納得はしないけど理解はした、というような状況でいました。(6月12日追記)JE1XUZはJARLから旅費が出る旨の通告を受けた後、一度JARLに対し『旅費が出るなら公募すべきだ、公募されないなら辞退したい』という旨を伝えたそうですが、『もう決まったことだし残りの時間もないので辞退させるわけにはいかない』と対話拒否をされたそうです。

で、昨日の #univradio で、YOTAのことを話し始めるKHB。YOTAの紹介という意味では大学社団の集いで話をするのは良いと思います。しかし、彼のYOTA紹介スライドに機になる一文が、『正式に申込み選出された』みたいな事が書いてありました。

は????????????????
いつどこに申し込んで、だれが受理して、だれが選んだんですか？

さらに『私とJE1XUZが日本代表としていきますので。』
はあ????????????????
違うだろうよ言い方が。誰ちてめえに代表なんて頼んでねえんだよ。せめて「かくかく云々私とJE1XUZが日本代表として行かせていただくことになりましたので・・・」とかいういい方なら理解できるんですが、なぜそんな堂々偉そうに言えるのか。まあ、周りの大人がちゃほやしすぎた結果のような気がしないでもないんですが。

とにかく私が言いたいのは、YOTAに行くことが悪いとか、それにJARLが旅費を出すことが悪いとかそういう話ではなく、
筋を通せよ。納得できねえよ。
という話でした。

ツイート いいね! 9

このような不満に耳を傾け誠意有る回答をすれば入会者数は増えると思慮します。その観点で2名を選出した理由は公開するべきだと思います。

2-2-4 電子 QSL(質問)

JARL 独自のものを考えているのか、それとも eQSL など既存システムに便乗（JARL 会員として団体加入など）を考えているのか回答をお願いします。

日本語の文字データの扱いが最大のキーポイントだと思うが、

「JARL 独自のものは得策ではないという声は多い」ことを踏まえていることが判る回答を期待します。

2-2-5 身障者対応の PR（提案、質問）

日本無線協会に対応してくれる措置内用の周知をするのはいかがか。

(1) 国家試験の解答方法は多肢選択式だが、総合通信局長が妥当と認める場合は、他の方法が可能になっている。具体的には「点字の使用」または「口述」です。

(2) 視覚障害者が受験する場合は、一、二アマの点字受験は受験案内に有るが、三、四アマの案内には点字の使用も口頭試問も案内が無い。

(3) 現に行われている対応は一、二アマは点字の使用、三、四アマは口述です。

少なくとも、この対応は JARL のホームページでも公開するべきだと思います。

参考「共生社会政策統括官 障害者施策」ホームページでは紹介しています。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/honbu/kaigi002/sanko2.html>

〔アマチュア無線技士〕

・視覚障害者

第 1、2 級試験：点字での出題及び点字器又はタイプライターの使用許可。

第 3、4 級試験：1 人毎に口述による出題及び解答。

国家試験における問題点認識(質問)

三、四アマの国家試験で現在は点字による受験ができないことに対する不満の声があることを JARL 理事各位は認識しているか？

（日本無線協会が実施する以前、いわゆる電監直轄時代は三、四アマも点字受験は可能だったはず）

以上について、当事者からは『第三級および第四級アマチュア無線技士では「点字または口述（選択）のどちらかを選べる』よう、JARL から日本無線協会に要望を出して欲しい』という声があります。（参考 Ham world Vol.11 とある身障者の受験体験記）

ここで、『口述の場合は試験問題を試験員が読み上げ、口述で回答する方法』と聞くと、これについては

「試験員が回答選択肢を四者択一として読み上げ、その中から選ばせる「口述選択式」を希望する当事者が相当数居る」ことから、口述選択の可能性を要望して欲しいという声があります。

もちろん 無線従事者規則第45条第3項の規定を鑑み、障害の状況に応じて他の手段も選択できるようにするのも含みます。

国家試験関連なので JARL の業務範囲外ですが、試験実施方法に関して日本無線協会へ改善点の要望を纏めるのは JARL が中心になるべきだと思います。

2-2-6 アマチュア局流包括免許（提案）

アマチュア無線家が望む「アマチュア局流包括免許」（電波法令でいう「包括免許」とは異なるので、こう書かせていただきます）は「識別信号（コールサイン）、免許人氏名、住所、無線設備の設置（常置）場所、有効期限のみを指定する米国式」である。

今までの関連質疑の JARL の答弁を見ると、総務省見解は

「無線局の実態の把握、具体的には許可した周波数、電波型式等を把握しておくことは重要である」「アマチュア局を別扱いするわけにはいかない」がある。

しかしながら、アマチュア局は、その性格上、無線設備の取替、増設、撤去、付属装置の増設、撤去は頻繁に行われ、かつ、その時々免許人の興味により、「アマチュア局に許可された周波数帯であり本人が免許を受けている周波数帯」のどこで電波の発射をするかは随時変わるものであるので「アマチュア局流包括免許」は必須のものである。

「アマチュア局流包括免許」の実現には法改正を伴うが、電波法より改正が容易な総務省令や総務省告示の改正で実現できる可能性は有ると思います。

例えば「電波法施行規則第9条の四（アマチュア局に指定する電波型式等）として

「アマチュア局に指定する周波数、電波型式、空中線電力は、法第6条第1項第5号の規定に関わらず別に告示する「アマチュア局が動作することを許可される周波数帯」のうち免許人の無線従事者免許の操作範囲をすべて含むものとする」を追加する。

ただし、現状では 249GHz 帯は本省決裁であること、137kHz 帯は鉄道線路との距離による出力制限、475kHz 帯は周囲の人家等との距離という制限があるので、当初は市販のメーカー製アマチュア無線機器（いわゆるトランスバーター系は除く）がある 1.9MHz 帯～1200MHz 帯に制限しても良いのではないかと思います。

アマチュア局の工事設計の変更は、いわゆるプロ業務局と比べると頻繁に行われるので、「無線局免許手続規則第4条および関連規定」で「工事設計書から送信機と空中線の詳細欄を削除する」のは理想型です。

さらに理想を言えば、「第一級アマチュア無線技士（相当資格含む）の免許を受けている者にあつては、空中線電力1キロワットまで可能にさせていただきたいところではあるが、日本の国情等を踏まえれば、移行措置として、まずは「空中線電力50ワット以下かつ申請者の無線従事者免許の操作範囲内、1.9MHz～1200MHz」を陳情するのはいかがだろうか。

この場合は上記の電波法施行規則と無線局免許手続規則の改正に加えて「許可を要しない工事設計の軽微な事項」を定める告示のうちアマチュア局に関する部分を「アマチュア局にあつては空中線電力50ワット以下のもので免許人の無線従事者免許の捜査範囲内のもので周波数1,800kHzをこえ1,300MHz以下」とする変更をすれば足りると思われる。その後は状況を見て適用周波数帯等を拡大すれば良いと思います。

現行方式では、工事設計書の内容について「保証を受ける場合はJARLまたはTSSの保証担当者の審査を経て各総合通信局の免許担当官の審査を受ける」か「保証を受けない場合は直接各総合通信局の免許担当官の審査を受ける」ことになっているが、これは書類作成者、書類審査者ともに負担が大きい。

平成30年3月2日に公表された「付属装置を伴う手続き時の工事設計の記載の簡素化」には「工事設計書の各送信機の欄と付属装置の諸元に矛盾が無いことの確認」に時間が取られている背景があると聞いています。

以上の点から、送信機とアンテナの詳細も省略した上での「アマチュア局流包括免許」にはメリットのほうが大きいと思います。

アマチュア無線目線では「書類審査に費やした時間を、アマチュアバンド内の不法局（電波法第4条違反）や違法局（電波法第四条以外の違反）の探索に費やしていただく」ことを期待するアマチュア局免許人は多いと思います。

なお、実現した際には「使用する設備に関して、TSS, JARL, 免許担当官の確認が無くなる分、申請者、免許人の自己責任の度合いが重くなる」ことの周知は必須であるから、JARLはJARLや講習会実施団体と連携を取って日本の全てのアマチュア局に法令遵守と設備管理の自己責任に関する周知啓発を従来以上に行う必要が有ると思います。

実現に向けての意識改革、啓発も必要だと思います。

なお、「アマチュア局流包括免許」の下では「JARLやTSSは保証認定料収入が無くなる」ということになるが、「それゆえJARLは積極的にはなれない」という噂があるが、噂は事実無根であることを期待します。

2-3:電波環境クリーン化関連

2-3-1 電波法施行規則第 38 条第 3 項の規定に違反すると言える事象について。(質問)

「電波法施行規則第 38 条第 3 項の規定によれば、移動するアマチュア局が常置場所から無線局免許状を持ち出すのは禁止である」ということを事務局および理事は認識しているのか？

平成 30 年 3 月 1 日をもって移動するアマチュア局に発給される無線局免許証票が廃止になったが、移動するアマチュア局の免許状は常置場所に備え付けることのまま変わっていない。

この条文の意味を考えると「移動するアマチュア局は無線局免許状を持ち出してはいけない」と解釈するべきであるし、関連パブリックコメントにおける総務省見解では「移動するアマチュア局の免許状は常置場所に置き、持ち出さないでください」であるので「移動するアマチュア局が、その免許状を常置場所から持ち出すことは違法行為」と言えるのではないかな。

その前提で、「JARL 販売品のライセンスホルダは「移動運用時には無線局免許状を常置場所から持ち出すという違法行為を奨励している商品」と言えるのではないかな。

よって、「移動運用時には無線局免許状を移動先や車両内に搭載する」という

「電波法施行規則第 38 条第 3 項の趣旨に違反する行為」を「JARL は積極奨励」するのか？について YES か NO かの短答で回答を求めます。

2-3-2 JARL 直轄局の運用 (質問)

JARL 直轄記念局、直轄特別記念局、JARL 局 (各地の JA*RL、JA*YRL) (以下 JARL 局等) で、コールサインを言う際に「J=ジュリエイト」など運用規則に無いものの使用をする方は少なくないが、JARL 直轄記念局では、運用規則通りの通話表の使用の徹底指導をお願いする。特に免許取得間も無い方が戸惑うことが多い。

典型例ですが「J=ジュリエイト」は、本人の癖も在るのだろうけど、特に JARL 局の運営委員や管理スタッフが運用規則規定外のフォネティックコードを使うことは絶対に避けていただきたい。

2-3-3 コンプライアンス意識向上 (質問)

「アマチュア局流包括免許」の実現には、コンプライアンス意識のさらなる向上が必須と考えます。各総合通信局の報道資料で

「無線従事者免許を受けていても無線局の免許を受けていなかった」という例や、中国総合通信局の平成 28 年 4 月 6 日付報道資料 (オーバーパワー摘発)

http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/hodo_2016/01sotsu08_01000527.html

のような摘発が後を絶たない点について、どう考えるか。

これら違反行為を撲滅するための周知啓発のために JARD を含む講習会実施団体と
どういう連携をしていく考えなのか。

販売店については「販売の自由」との兼ね合いはあるが、「あきらかに不法開設すると
思われる者への販売自粛依頼」は必須だと思われる。

何度か質問しているが、3.5MHz 帯に居座る「コールサインを言わない音楽談義局」
や、7MHz 帯に出現する「特定の国に対して罵詈雑言を言う局」の存在は認識している
と思うが、アマチュア局流包括免許の実現に向けてはコンプライアンス意識向上は必須
だと思います。JARL はどのようにして意識向上を図っていく考えなのかを問います。

2-3-4 がいだんす局の新スプリアス対応（提案）

あまちゅあがいだんす 1～10 は FT736M がベースで同 11～20 は FT897DM がベース
であり、どちらも旧スプリアス機である。

免許の有効期限は「検挙の有効期限を統一する無線局」（電波法施行規則第 8 条）により
旧スプリアス機の使用期限である平成 34 年 11 月 30 日に統一されている。

このため、平成 34 年夏に行う次の再免許申請までにスプリアス確認を行うか、
新スプリアス基準機に買い換えをしなければならない。

幸い、FT736M と FT897DM は JARD の「スプリアス保証可能機器リスト」に載っている。
がいだんす局はアマチュア局ではないので、JARD のスプリアス保証を使うわけにはいか
ないと思いますが、対応について総務省と協議をお願いいたします。

以上 J01EIJ 第 7 回社員総会準備書面